

## 協議事項 1

### 鳥取県弁護士会人権擁護委員会からの警告・勧告・要望書について

平成 21 年 1 月 22 日

特別支援教育課

#### 1 今までの経緯

期 日	内 容
平成 20 年 3 月 31 日	鳥取盲学校専攻科理療科生徒及び保護者が鳥取盲学校と県教育委員会を相手に鳥取県弁護士会人権擁護委員会(以下県弁護士会)に人権救済を申し立てる。
4 月～ 11 月	県弁護士会による鳥取盲学校及び鳥取県教育委員会への調査(照会、資料要求、ヒアリング等)
12 月 19 日	県弁護士会からの鳥取盲学校及び県教育委員会に対する警告・勧告・要望書を受理

#### 2 警告・勧告・要望書の概要

鳥取盲学校	警告 2 件 ----- 勧告 2 件	警告等の内容と学校等の対応、並びに今回の弁護士会の調査で明らかになった事実等は別紙のとおり
鳥取県教育委員会	勧告 1 件 ----- 要望 2 件	

#### 3 鳥取盲学校及び県教育委員会の対応

- ・鳥取盲学校では、4 月以降、「再生プロジェクト会」を立ち上げ、「開かれた学校づくり」や「法令遵守の学校」等を柱に学校再生に取り組んでおり、県教育委員会としても、この申立てをきっかけにコンプライアンスの徹底や学校との連携強化等に取り組んでいる。
- ・今回の「警告・勧告及び要望」については、真摯に受け止め、鳥取盲学校及び県教育委員会の今後の取り組みに生かしていく。

## 別紙

### 1 警告・勧告・要望の内容と対応

#### (1) 鳥取盲学校

鳥取盲学校に対する警告・勧告	
1	教員資格を持たない実習助手による単独授業を実施してきたことを強く反省し、今後二度とこのようなことを行わないよう警告する。
2	特定の教職員によって生徒の人格を無視する不適切な発言がなされた。当該職員に対する指導や人権啓発教育・研修を実施するなど適切な対応を行わなかった。今後二度とこのようなことが起きないように警告する。
3	今後二度とこのようなことが起きないように勧告する。 (1) 教員資格を持たない実習助手が、教育効果の乏しい授業を行ったこと。 (2) 特定の教職員が、恒常的に授業に遅刻していたこと。 (3) 複数の教職員が、授業中しばしば居眠りしていたこと。 (4) 特定の教職員が、授業中に生徒の信頼を損ねるおそれのある言動を行っていたこと。
4	生徒に対して、ジャージを着用して通学することを禁止した。 生徒指導のあり方を改善するよう勧告する。

#### < 対応 >

実習助手による単独授業はしない。

人権啓発研修の充実及び不適切発言などへの迅速な対応

服装規程等生徒指導については、生徒や保護者の理解を十分得ながら進めるようにする。

#### < 現在の鳥取盲学校の取り組み >

学校再生プロジェクト会の実施（これまで3回実施）

コンプライアンス研修

授業参観ウイーク（年5回）

外部評価や第三者評価

授業アンケートによる授業改善

等に取り組み、高い評価を受けている。

今後も、この取り組みが継続されるよう県教育委員会も学校を支援する。

( 2 ) 鳥取県教育委員会

鳥取県教育委員会に対する勧告及び要望	
1	以下の措置を講ずるよう勧告する。 (1) 教職員の確保及び学校管理・監督に関する適切な体制を確立すること。 (2) 日本国憲法、国連人権規約、国連児童の権利に関する条約などに基づく人権啓発を教職員及び学校管理者に対して行う。
2	「鳥取県立学校における第三者評価」事業における「第三者評価検委員会」が、発生した人権侵害を、早期且つ適切に解決し、あわせて有効な予防策を講ずることができるよう制度設計されるよう要望する。
3	独立した人権救済機関の設置に向けた努力をすることを要望する。

< 対応 >

学校経営の実情をしっかりと把握するための学校計画訪問・学事訪問の実施  
開かれた学校となるよう学校を指導  
人権研修をさらに充実する  
第三者評価検討委員会への制度設計は困難。鳥取県人権救済条例見直しに伴う「相談機関」の充実で対応

2 今回の調査で明らかになった事実等

(1) 酒酔い授業について

申立人が申立書に記述され、大きく報道された「酒酔い授業」については、県教委の調査・報告と同様、焼酎の含まれるチョコレートを食べていたということであったとしている。

ただし、「酔いがまわった、酔っぱらった感じ」等の信頼を損ねる言動があったと指摘している。

(2) 居眠りについて

居眠りについても「頻繁」という申立てに対して、「月に 1 回程度」と食い違っているとしている。